

京都議定書の遵守委員会

—形成過程からみた権能の評価を中心として—

岩田成恭

Facilitation or Enforcement?

Reflections on the Role and Competence of the Kyoto Protocol Compliance Committee

IWATA Masataka

Abstract

A Compliance Procedure was introduced into the Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change to facilitate, promote and enforce compliance with the Protocol. A Compliance Committee, established to operate the Procedure, functions mainly through two branches, namely the Facilitative Branch and the Enforcement Branch. This type of structure of a compliance body is unique and notable compared with other bodies under several environmental agreements. This essay first traces the negotiating history of the Compliance Procedure under the Kyoto Protocol, and reveals how and why such system is formed. That history was a struggling process to incorporate both facilitative and enforcement functions into one procedure. Second, the competence and functions of the Compliance Committee are examined, especially focusing on those of the Enforcement Branch. Although the distinction between two functions invested to each Branch is relatively clear, there must be a case both Branches are involved and handle together. To that end, the Committee is allowed to treat cases flexibly to a certain extent. Present writer also indicates that the competence of the Enforcement Branch is rather limited, and it is doubtful that limited competence of the Branch is appropriate to ensure compliance with emission reduction obligations by the developed country parties. Taking these significances and limitations into consideration, we need to observe the operation of the Procedure for the effective implementation of the Kyoto Protocol.

I はじめに

1 背景

気候変動枠組条約京都議定書締約国会合の第1回会合(2005年)において採択された「京都議定書もとの遵守に関する手続及びメカニズム」¹⁾(以下、これを遵守手続・メカニズムと略し、環境条約における一般的な制度名としては遵守手続または遵守制度を用いる)は、締約国による遵守を促進し

(facilitate)、推進し(promote)、強制する(enforce)ことを目的としている。同会合では、遵守手続・メカニズムに基づいて設置される遵守委員会の委員の選任も行われた²⁾。遵守委員会は、ともに個人資格で任務に当たる任期4年の委員10名により構成される促進部会(Facilitative Branch)と強制部会(Enforcement Branch)を通して活動する。

この遵守手続・メカニズムの内容については、議定書発効のために準備を行った気候変

動枠組条約締約国会議の第7回会合(2001年)においてすでに合意が得られ、議定書締約国会合に対してその採択が勧告されていたが、遵守手続・メカニズムの法形式については交渉参加国の合意が得られず、議定書締約国会合において決定するものとされていた³⁾。これは、議定書第18条後段が「拘束力のある帰結を含むこの条のものといかなる手続及びメカニズムも、この議定書の改正により採択される」⁴⁾と規定していることから問題となったものであり、不遵守の帰結に法的拘束力を認めず遵守手続・メカニズムを締約国会合の(単なる)決定として採択するか、不遵守の帰結に拘束力を持たせるため議定書第18条に沿って議定書の改正として採択するか(形式的にはこの場合も締約国会合の決定として採択される)、という課題が残されたのである。

この政治的選択の問題の背後には、次のような法的問題が存在していた。第一に、拘束力ある帰結とするため第18条に従い議定書の改正を行うと、遵守手続・メカニズムは当該改正を受諾した締約国のみを対象に運用されることになる。つまり、改正議定書を受諾しない締約国は、拘束力のある帰結はもちろんのこと、遵守手続・メカニズムそのものの適用を受けないことになる。さらに、遵守委員会が排出量取引など柔軟性メカニズムの参加適格の審査を行うため、こうした状況からは、柔軟性メカニズムの統一的な運用が困難になるという問題が派生する。第二に、次期約束期間における排出削減約束との関係が問題となる。排出割当量確保義務を定める第3条1項の不遵守の帰結として超過排出量の1.3倍を第二約束期間における排出割当量から控除するという措置が規定されたが、この

帰結が拘束力を持って適用されないと、議定書(第二約束期間のために改正された議定書)上の本来の「削減約束」と、帰結適用後の上乗せされた「削減目標」という二つの数値が不遵守国に課せられることになり、第二約束期間における遵守評価の基準が不明確になるという問題が生じる。

締約国会合第1回会合では、遵守手続・メカニズムを締約国会合の決定として採択し、遵守委員会の速やかな立ち上げを確保する一方で、一部締約国による不遵守の帰結に拘束力を認めるための議定書改正の提案を受けて、この問題をさらに第3回会合まで継続審議することとした⁵⁾。この問題がどのように決着するにせよ、第一約束期間の遵守評価とその後のフォローアップについてはこの遵守手続・メカニズムの対象となることから、その背景と内容を理解し運用を注視していくことが求められる。

2 本稿の視点と射程

ところで、遵守手続・メカニズムの内容についてはすでにその概要を説明するものがかつか公表されているが、その制度設計の過程については、交渉の後半の段階を詳細に紹介するものはあっても、制度設計の初期の段階について十分な検討を行っているものは見当たらない⁶⁾。制度設計の初期の段階、すなわち、枠組条約締約国会議の補助機関に作業部会が設置されてから、締約国会議の第6回会合にその最終的な報告書が提出されるまでの期間は、少人数の委員会を設置することやその中に二つの部会を設けて異なった任務を負わせることなど、遵守手続・メカニズムの骨格を組み立てるとともに特徴的な部分を形成していった過程であった。その作業部会に

出された各国の提案や作業部会の報告書を跡付け、制度形成の過程を明らかにしておくことは、なぜこのような制度が必要とされたかを理解する一助となろう。

特に、遵守委員会に二つの部会を設け、異なる機能を担わせるという形態は、いくつかある環境条約の遵守機関のなかでも特徴的である。他の環境条約においても、支援的手法と強制的手法をいかに用いて遵守を確保するかは重要な関心事となっている。京都議定書の遵守委員会について、遵守支援的機能と強制的機能が制度形成の過程でどのように具体化されていったか、またそれは各国のどのような主張を背景としていたか、という点を明らかにすることは、それ自体として意味があると思われる。その上で、結果として支援と強制的の関係は制度にどのように反映されているか、また、とりわけ遵守強制的機能はどの程度実現されているか、という点について評価を加えることが必要となろう。

ここで、筆者の基本的な問題意識を述べておきたい。環境条約の遵守手続については、「促進的・支援的措置に依存すべきもので、強制的・制裁的要素を導入しようとすること自体が誤った考え方である」⁷⁾との理解から、京都議定書遵守手続・メカニズムへの強制的要素の導入に批判的な見解がある。この見解は、地球環境保護条約の性質についての、次のような認識を前提としている。すなわち、「国家は国際社会の一般利益を実現するために、あえて」⁸⁾地球環境の保護に関する義務を受諾するのであり、そのような「条約の締約国になるということは、自発的に義務を履行する意思を有することが前提とされる。仮に不履行があったとしても、それは締約国の意思に帰せられる問題ではなく、遵守を阻んで

いる外在的な原因があるはずであり、それを除去することこそ遵守を促進する方法であるという考え方を採用する」⁹⁾。いわく、「締約国性善説」¹⁰⁾である。

しかし、本来問われるべきはそのような前提であろう。近年の環境条約の動向は、必ずしもそのような前提の拠り所とはなっていないように見える。例えば、非締約国との規制対象物質の貿易制限がしばしば言及されるオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書では、1997年の改正（1999年発効）により不遵守国との貿易制限を意図した規定（第4条A）が追加されている。

また、遵守手続についても、後述するように、強制的要素の導入の主張は京都議定書に限ってなされてきたわけではない。不遵守の原因や態様はさまざまであり、遵守手続の制度設計の面でも、運用の面でも、支援と強制的の双方の手法を取り入れようとの試みがなされてきた。いずれの手法が効果的かを結論づけるのは尚早であり、われわれに求められているのは、遵守手続その他の制度の形成から運用までの検討に基づいて、遵守の条件を明らかにし、より効果的な制度構築のための基礎を提供することであるといえよう。本稿は、そのような研究プロセスの一環をなすものである。

以下、II章で京都議定書の遵守関連規定を説明し、III章で遵守手続の形成過程を概観する。そのうえで、IV章において、遵守手続における支援と強制的の関係について論じることにする。なお、本稿では、遵守手続の作成にあたった作業部会の報告書や各国の書面による見解など、公開されている書面の資料に議論の多くを依拠するが、この方法によると、各種会合での実際の議論や各国の口頭による

見解の表明を捕捉できないこと、書面にはしばしば要旨しか記されていないことから意図や内容を正確に把握しづらいことといった限界があることに留意を促しておく。

II 京都議定書の概要

1 遵守すべき中心的義務

本章では、京都議定書の概要を、遵守手続作成との関係で問題となった点を中心に、次章以下の論述に必要な範囲で説明する。

議定書の締約国が遵守すべき義務は、気候変動枠組条約の規定を反映して、名宛国により義務の内容に差異が設けられている。すべての締約国に共通するものとして、国内計画の作成・実施や研究に関する国際協力等について定めた第10条がある。

これに対して、枠組条約の附属書Iに掲げられた締約国¹¹⁾(以下、附属書I国)は、2008年から2012年までの第一約束期間における温室効果ガスの排出量が、議定書附属書Bに記された「排出の抑制及び削減に関する数量化された約束」(以下、排出削減約束)等に基づき計算される排出割当量を超えないよう確保することが求められる(議定書第3条1項:以下、本条項の義務を排出割当量確保義務という)。

また、附属書I国は、温室効果ガス排出量の記録のため、2007年までに所定のガイドラインに沿った温室効果ガスの排出量および吸収量の推計に関する国内制度を備えなければならない(同第5条1項)。その推計は、IPCCによって承認され枠組条約の締約国会議第3回会合で合意された方法¹²⁾によるものとされ、その方法が用いられない場合には所定の方法に従い調整が適用される(同条2

項)。

2 報告と審査

義務の実施状況の報告に関して、枠組条約は締約国に温室効果ガスの排出・除去に関する年次目録の提出、および条約の実施のためにとった措置に関する情報の定期的な送付を求めているが¹³⁾(枠組条約第12条1項)、これらに加えて附属書I国は議定書のもとで、第3条の規定の遵守を確保するため必要な補足的情報を前者に含め(議定書第7条1項)、また議定書の義務の遵守を示すために必要な補足的情報を後者に含めて提出する(同条2項)。これらの情報の準備は所定のガイドラインに従い行われる(同第7条4項)。

第7条に基づいて附属書I国より提出される情報は、専門家検討チームによる技術的な評価の対象となる(同第8条1項)。このチームは締約国および政府間機関によって選ばれる専門家からなり、事務局により調整される(同条2項)。専門家検討チームは、締約国による議定書の実施について技術的評価を行い、評価報告を議定書の締約国会合のために準備する。事務局は、締約国会合による検討のため、その報告に示される実施上の問題の一覧を作成する(同条3項)。締約国会合は、これらすべての情報および締約国より提起される実施上の問題を検討し(同条5項)、議定書の実施のために必要な事項を決定する(同条6項)。

このように京都議定書には、特に排出削減約束を念頭に、科学的に信頼性のある報告の作成・提出、専門家による技術的評価、中立的な事務局による作業、そして政治的機関である締約国会合による検討という一連のプロセスが織り込まれている。遵守手続との関係

では、手続のなかで専門家検討チームの役割をどのように位置づけるかが問題となった。

3 柔軟性メカニズム

議定書には、附属書I国による排出削減約束の達成を費用面で容易にするため、柔軟性メカニズムまたは京都メカニズムと呼ばれる共同実施（同第6条）、低排出型の開発の制度（同第12条）、および排出量取引（同第17条）の三つの仕組みが用意されているが、遵守手続との関係では次の点が問題となった。

共同実施の当事国は、議定書第5条、7条の義務を遵守していない場合、当該プロジェクトから排出削減単位を取得できないとされる（同第6条1項(c)）。さらに、議定書第8条の手続によって、共同実施に関する実施上の問題が明らかにされた場合、排出削減単位の移転・取得は可能だが、遵守の問題が解決するまでは、それを第3条の約束の達成に利用できないとされる（同条4項）。低排出型の開発の制度および排出量取引への参加については、条文上このような条件は付されていないが、同様の条件を課すべきかが問題とされた（柔軟性メカニズムの参加適格の問題）。

4 遵守問題の処理

まず、議定書の実施に関する問題の解決のために、枠組条約のもとで作成された多数国間の協議手続の適用が予定されている（議定書第16条）。多数国間の協議手続は、条約の実施に関する問題を友好的に解決するための手続であり、手続の運営を担う委員会の構成を除いて決定されているが¹⁴⁾、締約国会合の決定によりこの手続を議定書に適用することが可能とされている。仮に議定書に適用される場合には、第18条の手続を害さない限り

で運用される（同条）。遵守手続との関係では、多数国間の協議手続を遵守手続の一部として用いるべきか等の点が問題となった。

また、議定書第18条前段は、

「この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第1回会合において、不遵守の原因、種類、程度及び頻度を考慮して、帰結を示すリストの作成を含め、この議定書の規定の不遵守の事案を決定し及びこれに対処するための適当かつ効果的な手続及びメカニズムを承認する。」

と定める。その後段は、

「拘束力のある帰結を含むこの条のものいかなる手続及びメカニズムも、この議定書の改正により採択される。」

とする¹⁵⁾。この第18条は「不遵守の事案を決定し及びこれに対処するための…手続及びメカニズム」に言及する唯一の規定であり、また締約国会合にそれを承認する権限を与えていることから、遵守手続採択の際の根拠規定となりうるものだが、それが拘束力のある帰結を含む場合には議定書の改正を要すると定めていることから、手続の作成に影響を及ぼすことになった。

なお、議定書の改正は、締約国会合においてコンセンサス方式により、またはそれが不可能な場合は出席しかつ投票する議定書締約国の4分の3以上の多数決により採択される（同第20条3項）。改正は議定書締約国の4分の3以上の受諾をもって発効し、改正を受諾した締約国にのみ効力を生じる（同条4項・5項）。

最後に、締約国間の紛争の処理に関して、

議定書は枠組条約のものと紛争解決規定を準用する(同第19条)。すなわち、議定書の解釈・適用に関する紛争が生じ、交渉その他の手段を通じて締約国間での解決に至らなかった場合、いずれかの当事国の要請によって調停の手続が開始されるか、または事前の受諾宣言があるときは仲裁または国際司法裁判所に付託される(枠組条約第14条)。

このように、京都議定書は遵守に関連する種々の要素を含んだ条約であり、遵守手続・メカニズムは、これらの諸規定に基づいて形成されていくこととなる。

III 京都議定書遵守手続の形成過程

1 背景と主要国の立場

i 作業部会の設置

京都議定書採択後の最初の締約国会議となった第4回会合では、議定書の発効に向けた交渉課題とその作業計画がまとめられたが、「遵守に関する手続及びメカニズム」もその一つに掲げられ、二つの補助機関のもとに「遵守に関する共同作業部会」(以下、作業部会)を設置することが決定された¹⁶⁾。

締約国会議第4回会合での決定によると、作業部会の任務は次のとおりである¹⁷⁾。すなわち、作業部会は京都議定書の遵守に関連する要素を同定し、それらが扱われる他の協議グループでの発展を跡付け、ギャップが存在すれば適切なフォーラムで処理されるようにそれを同定する。そして、他のグループで扱われない範囲で、遵守に対処する手続を作成するというものである。また、作業部会は包括的な遵守制度を形成するため一貫したアプローチを確保することとされた。

本章では、作業部会設置以後の遵守手続の

制度設計をめぐる議論を、作業部会を中心とした協議の段階と作業部会が任務を終えた後の締約国会議における交渉の段階とに分けて跡付けていく。その前に、この問題に関わった主要国の基本的な立場を、締約国会議第4回会合後に提出された各国(ECおよび利益グループを含む、以下同じ)の見解をもとに概観しておこう¹⁸⁾。

ii 先進締約国の見解

まず、作業部会の協議で先導的な役割を果たした米国についてみる¹⁹⁾。米国は、遵守の促進が議定書の効果的な実施のための重要な要素であるとして遵守制度の重要性を強調するが、そのような制度は第3条の排出削減約束を中心に、遵守すべき実体的規則、それらを遵守しているか否かを決定する手続、および不遵守の帰結という三つの要素を含むとしている。また、遵守制度は締約国の能力を考慮して、強制的な側面だけでなく促進的な面も含むべきであり、透明性、信頼性(不遵守の帰結の策定)、確実性(手続の予見可能性)に留意して作成する必要があるとする。

この時点では日本も米国とほぼ同様の見解を提出しているが²⁰⁾、カナダやオーストラリア、ニュージーランドは、遵守制度の特色として不遵守の防止という側面をより強調する。たとえばカナダは、遵守制度は不遵守の防止と遵守の促進の二面を有することが必要で、前者はモニタリング、報告・審査、柔軟性メカニズムの利用制限、国内遵守制度、排出削減約束達成のための猶予期間の設定を通して具体化されるとする。また、遵守制度の設計にあたって促進的、協力的な手法を用いることは、遵守制度の信頼性につながり、それは遵守制度および不遵守の帰結の正統性と実効性に不可欠であるという²¹⁾。ニュージーラン

ドは、不遵守の帰結についても、環境保全という議定書の目的のためには促進的な手法、つまり義務の実施に困難を抱える締約国を支援して遵守に導く手法が最も望ましいとする²²⁾。

一方で、不遵守の帰結に制裁も含みうるとする EC は、包括的な遵守制度を構想し、京都議定書の実施が成功に向かうためには、包括的で一貫し、かつ統一性のある遵守制度が不可欠であり、さらにそれは強固で能率的、実効的であるべきという。また、遵守制度の目的は義務の実施に関する問題を解決することであり、遵守制度は議定書のすべての義務に適用され、一つの監督機関、一つの手続を設けるべきとする。制度設計にあたっては、締約国からの確実な報告を確保するため、専門家検討チームや柔軟性メカニズムとの連結を重視すべきという²³⁾。

iii 開発途上締約国の見解

気候変動の影響を最も受けやすいとされる小島嶼国連合は、法的拘束力のある数値目標の採用や市場原理に基づく柔軟性メカニズムの導入により、不遵守の事態を予期、防止し、また不遵守を同定しそれに対応する手続が不可欠となったとして、遵守制度の必要性を強調する。また不遵守の帰結については、不遵守の抑止のため拘束力のある帰結を支持し、気候変動に適応するための費用に充てるため帰結に罰金を含めることを示唆する²⁴⁾。

南アフリカは、不遵守制度は議定書のすべての規定の不遵守の事例に対処するため、包括的、一般的であるべきだが、一方で柔軟性メカニズムの不遵守に対処するために詳細かつ柔軟であるべきとする。不遵守の事例の決定は事實的、政治的および法的な問題を含むため、それらは異なった規則および手続を必

要とするだろうが、モニタリング、報告、審査、検証が不遵守の認定手続の有効な手法となるという。また不遵守への対応については、あらかじめ帰結のリストを作成しておく必要がある、そこには適切な支援、警告、柔軟性メカニズムの参加資格を含む権利の停止、罰金を含む罰則などの要素が含まれるとしている²⁵⁾。

非附属書 I 国のグループである G77・中国は、小島嶼国連合および南アフリカの見解を基礎に、議定書の実施の成功に向けて包括的で強固、能率的かつ実効的な遵守制度が不可欠であるとする。そして遵守制度は第一に附属書 I 国の排出削減約束の確保を目的とすべきという。また遵守制度の設計、実施にあたっては共通だが差異のある責任の原則を考慮すべきとする。柔軟性メカニズムとの関係では、義務を遵守し、かつ遵守制度に参加する締約国のみがメカニズムを利用できるようにすべきという。不遵守の帰結については、促進的な手法と強制的な手法の両方を用いるべきとする。また個々の不遵守の事例を検討する機関を設置する場合、その構成は衡平な地理的配分によるべきとしている²⁶⁾。非附属書 I 国は交渉全体を通じて、手続に対して彼らが多数を占めることが予想される締約国会合の関与を強めることを意図していた。

iv 作業部会の焦点

このほか、当初見解を表明した締約国にはば共通しているのは、想定される遵守制度は適正手続の原則に基づくべきこと、議定書に散在する報告・審査や柔軟性メカニズム、多数国間の協議手続などの制度を利用し、またそれらとの調和を図るべきこと、といった点である。

このように、京都議定書の遵守制度につい

ては、不遵守の事例を決定しそれに対処するだけでなく、議定書の実施または遵守を促進するための制度の必要性が当初から示されていた。作業部会ではこれらの見解を基礎に協議が行われていくことになるが、そこでの焦点は義務の遵守を促進する手法と強制する手法をいかに組み合わせるかを築いていくかという点にあったといえる。上にみたとおり各国からは、不遵守の防止のためあるいは不遵守への対応として、力点の置き方は異なるものの、助言や技術的・資金的支援等の促進的な手法と制裁等の強制的な手法の必要性が示された。この二つの機能を一つの手続にどのように反映させるか、あるいはどのように両者の調和を図っていくか。以下ではこの点を中心に、協議・交渉の経緯をみていく。

2 作業部会における協議

i 作業部会の課題

前述のとおり作業部会の任務は、京都議定書における遵守に関連する諸要素を視野に入れつつ、遵守の問題に対処する手続を発展させることであったが、作業の第一段階として締約国会議第5回会合に進捗状況を報告することが求められていた。

1999年5、6月の補助機関第10回会合の際に開かれた作業部会の会合では、まず議定書の遵守関連要素について、実体規則、遵守に対処する手続および不遵守の帰結の観点から議論された。実体規則については、異なったタイプの義務を考慮することが必要とされ、手続については、第8条、16条、18条および19条が手続の要素を提供しているが、追加的な手続の必要性も指摘された。また、不遵守の帰結については、さらなる作業の必要性が確認された。さらに、作業部会の作業は、

第5条、7条、8条および柔軟性メカニズムの諸規定と関連することから、それらについての作業の発展をフォローし、連携を図ることが確認された²⁷⁾。このようにして、遵守制度の作成作業が始まったのである。

その後、締約国から2回目の遵守に関する見解が提出され²⁸⁾、非公式協議²⁹⁾を経て締約国会議第5回会合³⁰⁾を迎えた。同会合における作業部会では、各国の提案をもとに協議がなされたが、さらに協議を進める必要性が確認され、再度各締約国に見解の提出を求めるとともに、ワークショップを開催することが決められた³¹⁾。これを受けて締約国会議は、第6回会合において遵守に関する決定が採択できるように協議を進めることを作業部会に求める決定を採択した³²⁾。

では、作業部会の協議において、具体的にどのような事項が解決すべき課題として提起されたのだろうか。基本的なものをいくつか挙げると、まず一般的な事項として、遵守制度の目的、性格および指導原則として何が挙げられるか、あるいはそれらをどのように手続に反映させるかが問題となった。さらに遵守制度のもとでどのような問題を扱うかという点も特定する必要があったが、これとの関連で、議定書のもとで作成される多くのガイドラインの不遵守をどのように扱うかが問題とされた。組織面での課題としては、誰が手続を開始するかという点や、不遵守の決定、帰結の適用をどのような機関が行うか、つまり新たな機関を設けるか、設けるとすればその数、規模、構成をどうするか、条約・議定書の他の機関との関係をどうするか、といった点が解決を要した。また不遵守の帰結については、その内容や法的拘束力の有無、特定の義務の不遵守と特定の帰結とを結びつける

か否か、制裁的措置や罰金の是非等が問題となった。帰結の拘束力に関しては、上述のように、議定書第18条後段にいう「拘束力のある帰結」の意味や、具体的にどのような帰結の場合に議定書の改正を要するか、といった点を明確にする必要が生じた。その他、専門家検討チームや柔軟性メカニズム、多数国間の協議手続、紛争解決手続との関係をどう調整するかも重要な課題として提起された。

ii 遵守手続をめぐる論点

締約国会議第5回会合以降、締約国による3回目の見解の提出³³⁾、非公式専門家会合およびワークショップの開催³⁴⁾を経て、作業部会議長による覚書³⁵⁾が提示された。ここまでの作業部会の作業において、遵守制度をめぐる基本的な論点はほぼ出揃っていたようである。そのうちここでは、支援と強制の調整という観点から、設置される機関、手続の開始主体、および帰結をめぐる問題に絞って、各国の見解を整理しておく。

遵守制度の中核として何らかの機関を設置することについては広範な意見の一致があり、多くの国が常設の機関とすることを支持していた。しかし設置する機関の数および形態については、手続が担う機能や上訴の有無等に関する見解の相違を反映して、意見が分かれた。まず、最終的な遵守制度にその痕跡を残すこととなった米国とECの提案をみる。

米国は二つの部門からなる常設の遵守機関を構想する。つまり、遵守制度が促進的な機能と強制的な機能の双方を担うことを前提として、性格の異なる二つの機能を別々の部門に割当てるというものである³⁶⁾。概略をいうと、①遵守促進的な役割を担う第一の部門は、議定書の実施に関する幅広い問題を扱い、個々の締約国に助言を与えたり支援を促した

りする。また締約国の実施上の問題に対処し、助言、支援、勧告、警告等の対応策を講じる。②遵守強制的あるいは準司法的な役割を担う第二の部門は、排出削減約束に関する実施上の問題を扱い、第3条1項の不遵守の決定や、柔軟性メカニズムの適格性の審査を行う。また第3条1項の不遵守には、次期約束期間の割当量の控除や排出量取引の利用制限等の、あらかじめ定められた義務的な帰結を適用する。③二つの部門は水平（横）の関係にあり、どちらの部門が問題を扱うかは振分けの手続により決定する、というものである³⁷⁾。

ECも、促進的な機能と強制的な機能をそれぞれに担う二つの部会からなる常設の機関を設置することを提案する。米国と異なるのは二つの部会の位置づけであり、ECの提案ではその二つは垂直（縦）の関係にある。つまり、促進部会で解決できない問題を強制部会に付託するというものである。それぞれの部会の役割については米国提案とほぼ同じであり、促進部会は助言や支援を、強制部会是不遵守の決定および帰結の適用を担う³⁸⁾。米国もECも、強制的な部門は法律に関わる経験を有するメンバーを含むことが望ましいとしている³⁹⁾。このほかアルゼンチンや小島嶼国連合も、機能に合わせた複数の機関の設置を提案していた⁴⁰⁾。

また、日本や小島嶼国連合が柔軟性メカニズムに関する問題を扱う特別の機関の設置を⁴¹⁾、カナダやニュージーランドが上訴を扱う機関の設置を提案した⁴²⁾。これに対して、柔軟性メカニズムの適格性の問題については、米国やECが遵守機関の強制的な部門で扱うという立場をとり⁴³⁾、上訴については、米国が締約国会合にその役割を与えることを示唆していた⁴⁴⁾。

機関の規模や構成については、見解の大きな隔たりがみられた。特にメンバーの構成については、中国やブラジル等の非附属書I国が衡平な地理的配分を主張したのに対して⁴⁵⁾、オーストラリア、カナダ、日本は、附属書I国（あるいは附属書B国）が過半数を占めるべきことを主張し⁴⁶⁾、この問題については交渉の最終段階まで対立が続くこととなった。なお米国は、強制的な部門については附属書I国が多くの割合を占めるべきとしていた⁴⁷⁾。メンバーの資格に関しては、多くの国が個人資格とすることを支持していた。

手続の開始については、締約国が自国の問題に関して手続に付託できることは、多くの締約国が支持していた。また米国やECを始めいくつかの国が、他国の問題に対しても手続に付託できることを認めていた⁴⁸⁾。また手続に締約国会合の関与を強めたい非附属書I国は、手続の開始主体に締約国会合をも含めることを提案していた⁴⁹⁾。このほかオーストラリアや米国が専門家検討チームを⁵⁰⁾、ECが事務局を⁵¹⁾、それぞれ候補として挙げていた。

帰結については、上述のとおり多くの論点があった。まず帰結の内容に関しては、助言、支援から警告、不遵守の公表、柔軟性メカニズムの利用制限、権利・特権の停止、次期約束期間の排出割当量の控除、遵守基金への支払い、そして罰金まで、さまざまな種類が挙げられた。このような帰結の適用方法については、特定の不遵守の場合に特定の帰結を自動的にあてはめる、遵守機関が帰結のリストから選択する、不遵守国自身が帰結のメニューから選択する、といった方法が考えられた。罰金はおもに附属書I国による不遵守、とりわけ排出削減約束の不遵守を念頭に非附

属書I国が支持し⁵²⁾、交渉の最終段階まで生き残ることとなった。また、二つの部門の設置を提案した米国は、それぞれの部門で適用する帰結に違いをもたせることも示した⁵³⁾。

iii 遵守手続の骨格の構築

以後、締約国会議第6回会合までは、3度の補助機関会合⁵⁴⁾の会期中に、共同議長の提示したテキスト⁵⁵⁾をもとに協議が行われた⁵⁶⁾。この過程で、「遵守制度」と「遵守に関する手続及びメカニズム」が併用されていた制度名は、後者に統一される。また、制度内容については、一つの遵守機関に二つの内部組織を設けるという方向に議論が進められていき、結局米国案とEC案の折衷といえる、遵守委員会に促進部会と強制部会を設けるという案に集約されていった⁵⁷⁾。そして、この二つの部会が水平の関係に立つことから、それぞれの任務および対象とする義務の範囲、各部会への事案の振分け方法、各部会により適用される帰結の内容を決めることが課題となった。最終的に作業部会から補助機関を通じて締約国会議第6回会合に提出された草案⁵⁸⁾（以下、作業部会最終案）には、多くのオプションやブラケットが残されたままにされ、特に各部会の任務の範囲とそれぞれが適用する帰結について見解の相違が目立つものとなっていた。

ここまでの経緯を総括すると、作業部会での作業を通して、①常設の遵守委員会を設置し、そのなかに役割の異なる促進部会と強制部会とを置く、②柔軟性メカニズムの参加適格を審査するため迅速な手続を定める、③不遵守の帰結として、促進部会では締約国による遵守を助力するものとし、強制部会では第3条1項の不遵守を念頭に制裁的なものも含める、という点について大方の支持が得られていたといえる。

他方で、①各部会の構成や規模、表決方式、②手続の開始者、特に事務局や専門家検討チームの関与、③各部会の対象とする義務の範囲と各部会への事案の振分け方法、④上訴の有無、⑤締約国会合の関与の程度、⑥帰結の具体的内容、⑦「共通だが差異のある責任」などの諸原則の手続への反映方法などの点については見解が分かれたままであった。

また、帰結の拘束力の有無についても結論は出されず、それに関連する遵守手続の法的性格については、作業部会最終案において、①締約国会合の決定、②議定書の改正、および③議定書と一体をなす協定の3案が併記された。これらの未解決事項を残したまま作業部会は役目を終え、遵守手続に関する協議は締約国会議へと引き継がれる。

3 締約国会議における交渉

作業部会最終案をうけた締約国会議第6回会合（第一部）では、遵守手続に関する議論に大きな進展は見られなかった⁵⁹⁾。ただ、この段階では、遵守手続の法的性格について、不遵守の帰結に拘束力を認めつつ、議定書の補完協定（以下、遵守協定）として採択するという案が中心となっていた⁶⁰⁾。

締約国会議第6回会合（第二部）においては、いくつかの争点について合意が得られたが、遵守手続の法的性格について見解が分かれ、遵守手続に関する決定を採択するには至らなかった⁶¹⁾。

合意事項の要点を列挙すると―――、

① 各部会は10名ずつで、国連の五つの地域グループから1名ずつ、小島嶼国から1名、附属書I国から2名、および非附属書I国から2名とする。表決はコンセンサス方式を原則とし、コンセンサス

に至らない場合には4分の3以上の多数決による。さらに、強制部会の決定には附属書I国からの委員の過半数、および非附属書I国からの委員の過半数の賛成を要する。

② 各部会の対象とする主な義務の範囲は以下のとおりである。促進部会は、約束期間前・約束期間中の排出削減約束、および第一約束期間前の推計方法・報告の要件の遵守のため、助言と促進策の提供に責任を負う。強制部会は、附属書I国に関する排出削減約束、推計方法・報告の要件、および柔軟性メカニズムの参加適格の要件の、それぞれの不遵守の決定に責任を負う。

③ 第3条1項に関する強制部会の決定について、締約国会合への上訴手続を設ける。ただし、締約国会合が強制部会の決定を覆し差し戻すには、4分の3以上の多数による議決を要する。

④ 強制部会によって適用される第3条1項の不遵守の帰結は、以下の三つである。(a)超過排出量の1.3倍を次期約束期間の割当量から差し引く、(b) 遵守行動計画の作成と強制部会への提出、(c) 排出量取引での移転の停止。

また、遵守手続の法的性格については、条約締約国会議において遵守協定を採択するという案は受け入れられず、締約国会議は議定書締約国会合に遵守手続の採択を勧告するにとどめることとされた。そしてこれらの合意事項をもとに、締約国会議第7回会合でのさらなる協議および採択に向けて決定草案が作成された⁶²⁾。

締約国会議第7回会合では前回会合の成果をもとに交渉が続けられ、遵守手続に関する

決定の採択を迎えることとなる⁶³⁾。結局、締約国会議では遵守手続の内容を決定するにとどまり、争いの続いた遵守手続の法的性格については、その法形式を決定することは議定書締約国会合の専権 (prerogative) であると明記され、帰結の拘束力の有無を含めて結論が先送りされた。そして、冒頭で触れたとおり、議定書締約国会合の第1回会合において、遵守手続・メカニズムを締約国会合の決定として採択し、さらに議定書改正の提案を継続して検討することとなったのである。

4 遵守手続の位置づけと形成過程の意義

京都議定書の遵守手続・メカニズムにおける支援と強制の関係については次章で詳しく述べることとして、ここでは京都議定書におけるその位置づけを採択方法との関係で振り返ることで、形成過程についてのまとめをしたい。

作業部会のマンデートや、初期の米国やECの提案から窺い知ることができるのは、当初は京都議定書が含むもつ遵守に関連する諸要素を連結し、有機的に機能させる制度が必要とされていたということである。作業部会が作成を目指した遵守制度は、その協議の過程で、第18条の文言により親和的な遵守に関する手続及びメカニズムで呼称が統一される。この名称の統一は、作業部会の作業方針が第18条にいう手続の作成へと収斂していったことを意味していたかもしれない。しかし、名称の統一は必ずしもその内容の変化を伴ったわけではなかった。

専門家検討チームに手続開始の資格を与えたことや強制部会に柔軟性メカニズムの参加資格の審査権限を与えたことは、遵守に関する諸要素を連結するという構想を反映したも

のといえる。また、強制部会における不遵守の認定と帰結の適用は第18条の要求に沿ったものだが、遵守委員会に促進部会を設け主に不遵守となる前の段階での活動を担わせたことや、強制部会に議定書第5条2項にいう目録の調整や第7条4項にいう割当量のデータベースの修正に関する権限を与えたことなどは、第18条にいう不遵守の認定とそれへの対処の手続を超えるものといえる。

このように、作業部会および締約国会議において制度内容が形成された遵守手続は、名称こそ議定書第18条に沿う手続及びメカニズムを用いてはいるが、それが議定書第18条のものと制度であると単純にいうことはできないのである。むしろ、内容からみれば、第18条の要素を一部に含みつつ、他の関連規定をもその構成要素に取り込んだ制度というのが適当であろう。

遵守手続の位置づけをこのように捉えると、遵守手続の採択方法については、条約締約国会議において遵守協定として採択するという案が妥当であったといえる。京都議定書の遵守に関係するさまざまな規定・要素を包含する制度としての性格を考えれば、単一の条項とのみ関連づけるのはむしろ好ましくないからである。

もちろん、議定書第18条の規定をその要素の一つとして含む以上、拘束力のある不遵守の帰結を導入する場合には議定書改正を必要とするという第18条後段の要求を考慮しなければならない。遵守協定案では、国内的な受諾手続の機会が保障されるため、第18条後段の要求の趣旨を満たしうる点で、議定書改正の場合と同様の効果をもつものといえる。また、各国による遵守協定の受諾をどのように推進するかという問題が残るが、遵守

協定への加入が柔軟性メカニズム参加の条件とされていたため、遵守協定への加入のインセンティブが働くことが期待できた。

しかし、この案は条約締約国会議で採用されることはなかった。遵守協定案自体にも問題がなかったわけではないが、そもそもこの案が不遵守の帰結に拘束力を認めることと一体となっていたため、この点についての合意が形成されなかった以上、締約国会議で採用されなかったのは自然な流れであったろう。代わって、本稿の冒頭で記したような問題点を抱えた2案が、法形式の決定に専権をもつとされた議定書締約国会合の取りうる選択肢として残されることとなった。

このような経緯を見て単に混乱というのは簡単だが、締約国に拘束力のある措置を適用しうる制度を導入しようという試み自体貴重であり、そこに何らかの意義を見出しておくのが適切だろう。一つ挙げるとすれば、このような経緯を経て、現行の京都議定書遵守手続における不遵守の帰結が拘束力を持たないものであることが明確にされたということである。これまでにも、さまざまな国際的な紛争処理機関あるいは実施監督機関の裁定、決定、見解といったものの拘束力の有無が問題とされ、論議の対象となってきたことは周知のとおりである。京都議定書遵守手続についても、このような顛末がなければ、同様の論争が展開された可能性は多分にある⁶⁴⁾。

IV 遵守手続における支援と強制

1 環境条約遵守手続の概観 一支援対強制一

前章で見たとおり、帰結の拘束力をめぐっては曲折を経ているが、支援と強制の関係と

いう点では、京都議定書遵守手続は一つのモデルを提供したと見てよい。ここで、他の環境条約における動向に目を向けておこう⁶⁵⁾。

遵守支援的なアプローチを運用上確立してきたのは、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書の遵守手続である。この遵守手続は、ともに同議定書締約国会合の決定として採択された「不遵守手続」と不遵守と認める場合に締約国会合がとりうる措置のリストからなる⁶⁶⁾。手続の構造としては、実施委員会の勧告に基づいて締約国会合が不遵守の認定と対応措置の決定を行う。その措置の一つとして議定書における権利・特権の停止が掲げられているが、2006年までに権利・特権の停止措置がとられた例はない。多くの不遵守事案では、実施委員会と支援を担う多数国間基金や地球環境ファシリティーに当事国を交えた協議に基づいて、不遵守国に支援が提供されてきた。

もっとも、制度上は権利・特権の停止が可能であり、運用上も、不遵守国に対する締約国会合の決定には権利・特権の停止措置をとる可能性がある旨の警告を含めることが定例化している。支援的アプローチを基調としつつ、強制的措置の威嚇を背景に遵守に向けた誠意（政治的意思と遵守行動計画の実行）を引き出し持続させるとというのが、約15年の運用のなかで確立されてきた方針といえる。

このような制度上および運用上の支援と強制の緊張関係は、他の環境条約の遵守手続においても見られる。有害廃棄物の越境移動の規制に関するバーゼル条約は極端に支援志向の遵守手続を選択したが、締約国会議におけるその採択に際しては、反復的または継続的不遵守を念頭に、オランダがより強力な制度が必要である旨の声明を発している⁶⁷⁾。また、

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の遵守手続については、反復的不遵守への対応策を検討し必要に応じて手続の見直しを行うことが予定されている⁶⁸⁾。このような動向は、遵守支援的な対応を基本としながらも、そのみでは遵守の確保が十分に図れない場合がありうるという懸念に基づく、強制的な措置への要請を示していると思われる。

2 京都議定書遵守手続における支援と強制の関係 一分離と融合と一

京都議定書に戻ると、支援と強制の関係という問題について選択された答えは、まさにそれぞれの機能を担う促進部会と強制部会を設置し、締約国、義務(事項)および時期に応じて管轄を分けるというものだった。他の環境条約においては、概して継続的・反復的不遵守を念頭に強制的措置の必要性が議論されてきているが、京都議定書については背景がやや異なっていたといえる。現行の京都議定書では、排出削減約束を先進締約国のみが負っていることと、排出削減約束の達成を容易にする柔軟性メカニズムが導入されていることから、その不遵守について厳格な措置をもって対応するという考えは、比較的受け入れられやすかったかもしれない。先進締約国による排出削減約束の遵守審査とそれに関連する事項を強制部会の管轄に収め、それ以外の事項を促進部会の管轄とすることで、支援と強制の基本的な役割分担を図っている。しかし、両手法を反映した組織面の分岐は、必ずしも厳密に貫かれているわけではない。

遵守委員会に機能の異なる二つの部会を設けたことは、各部会が独立して活動する、すなわちそれぞれの機能が明確に分離しているような印象を与えるが、両部会の協力関係も

企図されている。並列の関係にある各部会への事案の割当は、両部会の議長・副議長からなるビューローが各部会の任務に応じて行うこととされた(遵守手続・メカニズム第7節1項)。各部会の任務は比較的明確に規定されているが、ビューローの裁量によって決すべき事案も出てくるだろう。また、各部会の委員に求められる能力は異なっているが、一方の部会の委員が他方の部会の協議に参加することが認められる(同第2節7項)。さらに、強制部会は促進部会に実施上の問題を付託することが認められている(同第9節12項)。このように、両部会が協調し事案の性格に応じて柔軟な対応をとることが可能になるような工夫がされている。つまり、過度に画一的な処理とならないよう、運用において一定の範囲で支援と強制のバランスを取ることが許容されているといえる。

3 遵守委員会の権限と機能 一「非強制的」強制部会?一

このような両部会の協調関係と事案の柔軟な処理の可能性を確認したうえで、各部会の本来的な役割に立ち戻って、支援と強制の各手法がそれぞれの部会の権限としてどの程度実現されているかという点をみていこう。促進部会が締約国への支援を担うことは疑いないだろう。ここでの支援とは、主に当事国への助言と他機関(基金など)との調整を指す。

問題は、強制部会が附属書I国の義務、とりわけ議定書の核心である第3条1項の遵守を確保する権限をどの程度備えているか、という点にある。とは言うものの、約束期間前および期間中の当該条項の実施状況については促進部会の管轄とされており、強制部会

が直接関わるのは約束期間後である。したがって、そこでは排出割当量確保義務の不遵守の帰結が重要な意味をもつ。換言すれば、遵守手続の目的の一つである「遵守の強制」は、不遵守が判明した後に適用される非支援的措置を規定することにより、不遵守の抑止と不遵守状態の事後的な解消を目指す制度として具体化されたのである。

そのような措置のうち、まず、排出量取引のもとでの移転の停止は、独立性の高い委員会の適用できる措置としては強力なものであるが、京都議定書の規制の仕組みからみればいわば当然の措置ともいえる。第一約束期間の排出量が超過している状況で、第二約束期間において排出許容分を移転できるのは不合理だからである。

次に、遵守行動計画の作成・提出と次期約束期間における割当量の控除措置は、基本的に一体として捉えるべきものである。遵守行動計画は、次期約束期間について作成するものとされており、第一約束期間における超過排出量の1.3倍相当量が控除された第二約束期間の割当量について計画を作成・提出し、進捗状況について強制部会の監視を受けることになる。ただし、計画の内容について強制部会の承認は必要とされていない。

また、次期約束期間における割当量の控除措置は、拘束力が認められなければ政治的コミットメントに止まることになる。遵守行動計画に従った「削減目標」の達成が、強制部会の監視により確保されることが期待されるのみであり、政策担当者に対する心理的圧力を除けば、遵守へと導く効果は高いとはいえない。

そもそも、第二約束期間のための議定書改正が成立し、かつ当事国がそれを受諾してい

なければ、これらの措置は意味をもたない。現行の京都議定書が条約として第一約束期間後も効力をもち続けることは言うまでもないが、第二約束期間以後の削減約束については、議定書附属書の改正を必要とする。よって、強制部会を十分に機能させるためには、第二約束期間のための改正議定書の受諾を現行議定書の締約国に「強制」するような仕掛けを、改正議定書の中に組み込むことも必要となるだろう⁶⁹⁾。

このように、排出割当量確保義務の不遵守の帰結に絞ってみると、それらは不遵守の抑止策として、または不遵守状態を解消に導く手立てとして、十分に強制的効果を含んでいるとはいいがたい。形成過程を通していても、開発途上締約国が主唱した金銭（罰金）の支払いが除外されるなど強制的手法の採用は抑制された感がある。さらに、不遵守の帰結が第二約束期間とリンクされたことで、当面は第二約束期間のための改正議定書の成立と当事国による受諾という不確定な要素を内包することになった。排出削減約束からみた強制部会の意義としては、締約国がそもそも強制部会に付託される事態を避けるために遵守を達成しようとする、不名誉（shame）の効果が最大のものといえるかもしれない。

4 未完の強制機能が示唆するもの

このように、強制部会を設けながらも強制的機能の実現が不十分に止まったことから、われわれはどのような示唆を汲み取ることができるだろうか。問題は、遵守手続の役割や目的をどのように捉えるかという点に遡る。現行の京都議定書は、5年間の約束期間を設定し、その期間において排出割当量確保義務を締約国に課すという規制方式を採用してい

る。この方式によると、ある締約国の排出量が割当量を超過した場合でも、約束期間経過後に超過排出量を削減する機会は再び訪れることはなく、不遵守国は当該義務から解放されるかのような印象を与える。

義務の効力の問題は別として、遵守の評価の観点からは、実施の時期や期限が定められた義務については、その時期や期限までに遵守が果たされなければもはや遵守の機会は失われ、不遵守（違反）が継続するはずである。そのような状態を解消するため、事後の履行を許容するか、「責任」の概念を媒介させるなどして事後的な処理を図ることになるが、「責任」概念を用いない遵守手続では、仮設的な原状回復や賠償ではなく、事後的ではあっても実際に当初の義務の要求する基準を達成させることが重要な目的となる。それにより、不遵守を放置するよりも環境保全に資する度合いが高まることが期待できる。いわばレトリックとしての「遵守の回復」をめざすのである。

遵守手続の役割をこのように理解するならば、京都議定書遵守手続においてもそれに対応する要素が不可欠であった。超過排出量の1.3倍を第二約束期間の割当量から控除するという措置がこれに近いが、「1.3倍」が加わることでこの措置の性格が不明確になったといわざるを得ない。端的に言って、超過排出量分を第一約束期間後に、第二約束期間と必ずしもリンクさせることなく削減することを義務的に要求する——、それが最低限必要であった。

具体的には、例えば、次期約束期間のための改正議定書を受諾している不遵守国については、超過排出量分を次期約束期間の割当量から控除し、そうでない不遵守国については、

不遵守認定の翌年から単年ベースで当初の削減約束相当量の削減を達成することを要求する、という方法が考えられる。現行の規制方式を用いて第二約束期間のために京都議定書が改正されるなら、遵守手続における不遵守の帰結もこのような方式に改めることが検討されてよからう⁷⁰。

未完でかつ不十分な強制部会の存在は、あらためて環境条約遵守手続の役割を問うとともに、京都議定書遵守手続の制度構築の方向性を示唆しているのである。

V おわりに

京都議定書は、もともと遵守に関連する要素が遍在する条約であった。京都議定書の遵守手続は、それらを連結させる必要性を背景として登場した制度といえる。遵守手続の形成過程では、支援と強制の両方の機能を反映させる必要性が主張された。結果として、両方の機能を取り込むため遵守委員会に二つの部会を設けるという方式が採用された。他の環境条約の遵守機関と比べると、背景は異なるが、この形態は特徴的である。

ただし、各部会は相互に完全に独立して活動するわけではなく、両者の協調・協力による事案への対処も想定されている。環境条約の遵守手続の特質ともいえる、不遵守の原因等を考慮した柔軟な対応の可能性は、ここでも一定の範囲で維持されているといつてよい。

肝心の強制的機能を具体化しようとしたはずの強制部会については、当初の目論見ほどには、十分な権能を与えられているとはいえない。締約国会合における今後の交渉により帰結に拘束力を認めることになれば評価は異なりうるが、可能性は低いうえ、そのための

議定書改正の受諾をどのように推進するかという問題が残される。

今後、第二約束期間のために京都議定書が改正されるならば、遵守手続の改定も必要となる。その際には、遵守手続の重要な要素として、事後的ではあっても当初の義務の要求する基準を不遵守国に達成させる仕組みの必要性が考慮されるべきであり、改正議定書との関連でそれをどのように具体化するかが制度設計の課題とされるべきだろう。

強制部会の権能が不十分だとしても、「司法的」と評される手続の性格に目を向ければ、その特徴がある程度窺われる⁷¹⁾。この点は、より根本的には国際社会における「司法」概念の本質や要件をどのように理解するかに関わるが、さしあたり、委員に法務経験が要求されること、手続への当事国の参加の機会が一定程度確保されること、個別事案に関する決定権限が付与されることなどを考慮すると、強制部会についての「司法的」との評価は首肯しうるものである。

ただし、強制部会が「司法的」だとしても、そこに付託される事案がすべて「司法的」に処理されるかどうかという点には注意が必要である。強制部会における協議に促進部会の委員が参加することは、投票権がないとはいえ、外部の専門家が助言を供するために参加することとは異なる性格のものである。また、強制部会の決定に対する上訴機関が政治的機関である締約国会合であるという点は、反射的に、強制部会の手続の「司法的」性格を減殺する効果をもたらすかもしれない。

強制部会の権能と性格に関するこれらの諸点についての評価は、不遵守の帰結の拘束力をめぐる締約国会合における交渉の結果と、上訴事案を含めた運用の蓄積とに多分に依存

する。その意味も含めて、遵守手続の今後の運用と、不遵守の帰結の拘束力をめぐる交渉、さらには第二約束期間のための議定書改正交渉を含めた2013年以降の温室効果ガスの国際的な規制方法に関する交渉を注視していく必要がある。

注

- 1) Decision27/CMP. 1 in Report of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol on its First Session, FCCC/KP/CMP/2005/8/Add. 3, 30 March 2006, p. 92.
- 2) Report of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol on its First Session, FCCC/KP/CMP/2005/8/, 30 March 2006, p. 18.
- 3) Decision24/CP.7 in Report of the Conference of the Parties on its Seventh Session, FCCC/CP/2001/13/Add. 3, 21 January 2002, p. 64.
- 4) 本稿では議定書第18条については私訳を用い、他の条文については公定訳を用いている。同条の“procedures and mechanisms”は、公定訳では「手続及び制度」とされているが、“compliance system”（遵守制度）と区別するため、本稿では「手続及びメカニズム」とする。また、同条の“consequence”は、公定訳では（不遵守に対する）「措置」となっているが、不遵守の効果としての意味を重視し、本稿では「帰結」と訳す。
- 5) *Op. cit.*, *supra* note 1, p. 92. 議定書改正に関するサウジアラビアの提案は、FCCC/KP/CMP/2005/2, 26 May 2005 を参照。
- 6) 遵守手続についての交渉の後半段階を詳細に紹介するものとして、高村ゆかり「京都議定書の遵守手続・メカニズム」『法政研究』（静岡大学）6巻3・4号、2002年、p. 121；西村智朗「地球環境条約における遵守手続の方向性 — 気候変動条約制度を素材として—」『国際法外交雑誌』101巻2号、2002年、p. 101 を参照されたい。
- 7) 村瀬信也「国際環境法の履行確保 — その国際的・国内的側面 — 京都議定書を素材として」『ジュリスト』No. 1232, 2002年、p. 71, 引

- 用は p. 74.
- 8) 同上書, p. 73.
- 9) 同上.
- 10) 同上.
- 11) 附属書I国には、枠組条約作成当時(1992年)のOECD加盟国、および経済体制移行国が含まれ、国名の変更等による改正を経て現在は40カ国とECが掲げられている。
- 12) Decision2/CP.3 in Report of the Conference of the Parties on its Third Session, FCCC/CP/1997/Add.1, 25 March 1998, p. 31.
- 13) Decision2/CP.1 in Report of the Conference of the Parties on its First Session, FCCC/CP/1995/7/Add.1, 6 June 1995, p. 7.
- 14) Decision 10/CP.4 in Report of the Conference of the Parties on its Fourth Session, FCCC/CP/1998/16/Add.1, 20 January 1999, p. 42.
- 15) 第18条成立の経緯については、高村ゆかり、前掲書(注6)、pp.123-126に詳しい。また、Tracing the origins of the Kyoto Protocol: An Article-by-Article Textual History, FCCC/TP/2000/2, 25 November 2000, p. 86をも参照されたい。
- 16) Report of the Conference of the Parties on its Fourth session, FCCC/CP/1998/16/Add.1, p. 34 and 37.
- 17) *Ibid.*, p. 37.
- 18) For the first Submissions from Parties, see FCCC/SB/1999/MISC.4, 29 April 1999, and Add. 1-3. 第1回目は10の締約国・グループから見解が提出された。
- 19) FCCC/SB/1999/MISC.4, 29 April 1999, pp. 25-35.
- 20) FCCC/SB/1999/MISC.4/Add.2, 28 May 1999, pp. 2-4.
- 21) *Op. cit.*, *supra* note 19, pp. 9-12.
- 22) *Ibid.*, pp. 15-17.
- 23) *Ibid.*, pp. 13-14; FCCC/SB/1999/MISC.4/Add.1, 4 May 1999, pp. 2-4.
- 24) *Op. cit.*, *supra* note 19, pp. 18-20.
- 25) *Ibid.*, pp. 21-22.
- 26) FCCC/SB/1999/MISC.4/Add.3, 7 June 1999, pp. 2-6.
- 27) For the Report of the Joint Working Group on Compliance (*hereinafter* JWG) on its work during the tenth meeting of the Subsidiary Bodies (*hereinafter* SB), see FCCC/SB/1999/CRP3/Rev.1, 10 June 1999.
- 28) For the second Submissions from Parties, see FCCC/SB/1999/MISC.12, 8 September 1999, and Add.1-2. For the Elements of a compliance system and synthesis of the second submissions from Parties, see FCCC/SB/1999/7, 17 September 1999, and Add. 1. 第2回目は13の締約国・グループから見解が提出された。
- 29) For general information on the informal exchange of views and information on compliance, see *Earth Negotiations Bulletin*, vol. 12, no. 111. [URL: <http://www.iisd.ca/linkages/>]
- 30) For the Report of the JWG on its work during the Fifth Session of the Conference of the Parties, see FCCC/SB/1999/CRP.7, 3 November 1999.
- 31) FCCC/SB/1999/CRP. 7, 3 November 1999, p. 2.
- 32) Decision15/CP. 5 in Report of the Conference of the Parties on its Fifth Session, FCCC/CP/1999/6/Add.1, 17 January, p. 39.
- 33) For the third Submissions from Parties, see FCCC/SB/2000/MISC. 2, 7 March 2000. 第3回目は15の締約国・グループから提出があった。
- 34) For general information on the workshop on compliance under the Kyoto Protocol, see *Earth Negotiations Bulletin*, vol. 12, no. 124.
- 35) For the Note by the co-Chairmen of the JWG, see FCCC/SB/2000/1, 4 April 2000.
- 36) FCCC/SB/1999/7, Add.1, 17 September 1999, pp. 39-41.
- 37) FCCC/SB/2000/MISC. 2, 7 March 2000, pp. 105-106 and pp. 110-111.
- 38) *Ibid.*, pp. 64-65 and pp. 66-67.
- 39) *Ibid.*, p. 65 (EC) and p. 106 (USA).
- 40) *Ibid.*, pp. 6-7 (Argentina) and pp. 78-80 (Alliance of Small Island States, *hereinafter* AOSIS).
- 41) *Ibid.*, pp. 54-55 (Japan) and p. 78 (AOSIS).
- 42) *Ibid.*, pp. 34-35 (Canada) and p. 58 (New Zealand).
- 43) *Ibid.*, pp. 66-67 (EC) and p. 106 (USA).
- 44) *Ibid.*, p. 109.
- 45) *Ibid.*, e.g., p. 42 (China), p. 50 (India) and p. 79 (AOSIS).
- 46) *Ibid.*, pp. 14-15 (Australia), p. 30 (Canada) and p. 51 (Japan).
- 47) *Ibid.*, p. 106.
- 48) *Ibid.*, e.g., p. 58 (New Zealand), pp. 65-66 (EC) and p. 107 (USA).
- 49) *Ibid.*, p. 7 (Argentina), p. 43 (China) and 49 (India).

- 50) *Ibid.*, p. 15-16 (Australia) and p. 107 (USA).
- 51) *Ibid.*, p. 65-66.
- 52) *Ibid.*, pp. 26-27 (Brazil) and p. 80 (AOSIS).
- 53) *Ibid.*, pp. 98-99.
- 54) For the Report of the JWG on its work during the SB12, see FCCC/SB/2000/CRP.3/Rev.1, 15 June 2000. For the Report of the JWG on its work during the SB13, part 1, see FCCC/SB/2000/CRP.10, 15 September 2000.
- 55) SB12以降、共同議長からは修正を含む5回のテキストの提示があった。
- 56) 2000年10月、ニューデリー(インド)にて非公式協議が開かれたが、ここでの協議に関する情報は公開されていない。
- 57) See Report of the JWG (SB12), *op. cit.*, *supra* note 54; Text by the Co-Chairmen of the JWG, FCCC/SB/2000/CRP.7, 10 September; Report of the JWG (SB13, part 1), *op. cit.*, *supra* note 54.
- 58) For the Report of the JWG on its work during the SB13, part 2, see FCCC/SB/2000/CRP.15/Rev.2, 20 November 2000.
- 59) For the Report of the Conference of the Parties on the first part of its Sixth Session, see FCCC/CP/2000/5, 4 April 2001.
- 60) この点についての締約国会議議長の提案は、*Note by the President of the Conference of the Parties of its Sixth session dated 23 November 2000*, Report of the Conference of the Parties on the first part of its Sixth Session, FCCC/CP/2000/5/Add.2, 4 April 2001, p. 3を参照されたい。
- 61) FCCC/CP/2001/L.7, 24 July 2001, pp.13-14.
- 62) For the Draft decision proposed by the Co-Chairmen of the negotiating group on compliance, see FCCC/CP/2001/CRP.12/Rev.1, 27 July 2001.
- 63) Decision24/CP.7 in Report of the Conference of the Parties on its Seventh Session, FCCC/CP/2001/13/Add.3, 21 January 2002, p. 64.
- 64) もっとも、不遵守の帰結に拘束力が認められなくても、強制部会の判断の表明である決定等は当事国を拘束する、という議論はなお起こりうるかもしれない。
- 65) 環境条約における遵守手続の普及については、岩田成恭「環境条約における遵守手続の展開」『環境研究』No. 132, 2004年, p. 140を参照されたい。
- 66) 「不遵守手続」は、1990年に暫定的に、1992年に正式に締約国会合において採択され、1998年に改定されている。1998年版の不遵守手続は、Annex II to the Report of the Tenth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer, UNEP/OzL. Pro. 10/9, 3 December 1998,を参照されたい。1992年に不遵守手続とともに採択された措置のリストは、Annex V to the Report of the Fourth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer, UNEP/OzL. Pro. 4/15, 25 November 1992,を参照されたい。
- 67) See Report of the Conference of the Parties to the Basel Convention on the Control of the Transboundary Movements of the Hazardous Wastes and their Disposal, Sixth meeting, UNEP/CHW.6/40, 10 February 2003, para. 65.
- 68) See section VII of the Procedures and Mechanisms on Compliance under the Cartagena Protocol on Biosafety, Report of the First Meeting of the Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties to the Protocol on Biosafety, UNEP/CBD/BS/COP-MOP/1/15, 14 April 2004, p. 98.
- 69) 同趣旨の見解として、高村ゆかり、前掲書(注6), p. 156を参照されたい。
- 70) 2013年以降の温室効果ガスの国際的規制に関する論点と提案の概要については、さしあたり、高村ゆかり・亀山康子編『地球温暖化交渉の行方』大学図書、2005年、を参照されたい。
- 71) 京都議定書遵守手続(特に強制部会)の司法的性格を指摘するものとして、高村ゆかり、前掲書(注6), pp. 153-155; 西村智朗、前掲書(注6), pp. 116-118,を参照されたい。